平成２２年（フ）第１８５６号
愛知県愛知郡長久手町鴨田301番地　ファミール藤ケ丘２番館201号、開始決定時の住所表示愛知県愛知郡長久手町大字長湫字下鴨田27番地　ファミール藤ケ丘２番館201号
破産者　吉岡　一也
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４０号
愛知県津島市白浜町字八升川田15番地１　ラポール白浜Ａ203
破産者　田中　伸治
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６７号
愛知県知多市岡田美里町144　シャガール21―102号室、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字奥田字南側133番地
破産者　猪口　敏広
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９５号
釧路市桜ケ岡５丁目14番３号
破産者　渋谷　浩幸
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市七左町１丁目342番地９
破産者　伊藤　　昇
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
東京都八王子市子安町１丁目33番５号ＦＴビルＶ410室、開始決定時の住所埼玉県坂戸市南町15の５アリス102号
破産者　宮澤　公彰
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７０２号
埼玉県富士見市羽沢１丁目31番６―202号、前住所埼玉県ふじみ野市仲１丁目１番地11
破産者　原田　　訓
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０６号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目12番１号　遊佐マンション201、開始決定時の住所神奈川県横須賀市根岸町４丁目24番３号
破産者　深川　宏俊
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２６４号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目11番５号　あだたら荘１Ｆ
破産者　山上　倫寿
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４号
相模原市南区大野台３丁目31番17号
破産者　長屋　隆生
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成１９年（フ）第１２４号
長野県東御市和8333番地24
破産者　土屋　　薫
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４７４号
北海道北広島市虹ヶ丘４丁目10番地24
破産者　磯部　智子
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２１号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目７番12―203号
破産者　石田　敏秋
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
北海道帯広市東６条南11丁目５番地
破産者　鈴木　　樹
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
東京都世田谷区松原２丁目20番10号　ＯｋｕｄａＨｅｉｍ205、開始決定時の住所盛岡市西青山１丁目10番15号
破産者　菊池　義憲
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１号
山形市あかねヶ丘２丁目17番23号　プロキオンα―Ｄ号、開始決定時の住所山形市桧町１丁目５番22号
破産者　橋本　政昭
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部